

エリートビジョン日本語学校規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育及び生活・習慣の指導を行い、国際交流を図り、国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、エリートビジョン日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、東京都新宿区北新宿1丁目1番16号の2階に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員及びクラス数)

第4条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次表のとおりとする。

部別・授業の 終始時間	コース	収容定員数	クラス数	備考
第1部 9:00～12:20	進学2年コース	20名	1	4月生は進学2年コース 7月生は進学1年9カ月コー ス 10月生は進学1年6カ月コー スとする。
	進学1年9カ月コース	16名	1	
	進学1年6カ月コース	15名	1	
第2部 13:20～16:40	進学2年コース	20名	1	
	進学1年9カ月コース	16名	1	
	進学1年6カ月コース	15名	1	
	合計	102名	6	

※週当たりの授業時間は、20時間とする。ここでいう授業時間は45分とする。

(始期－終期)

本校の進学2年コースは、4月から始まり、翌々年の3月に終わる。

進学1年9カ月コースは、7月から始まり、翌々年の3月に終わる。

進学1年6カ月コースは、10月から始まり、翌々年の3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) I 期 4月1日から6月30日まで

- (2) II期 7月1日から9月30日まで
- (3) III期 10月1日から12月31日まで
- (4) IV期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律で規定する休日(4月下旬から5月上旬の1週間、上記以外の休日を各年度前に決める。)
- (3) 夏休み(8月15日を前後とした1週間)
- (4) 学期間の休業
 - 1) 春季休業(3月下旬から4月上旬の3週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 2) 夏季休業(6月下旬から7月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 3) 秋季休業(9月下旬から10月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 4) 冬季休業(12月下旬から1月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は校長が定め、次の通りに行う。

- (1) 第1部 09:00～12:20
- (2) 第2部 13:20～16:40

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の各コースの教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

1) 進学2年コース

レベル	時間数		授業内容(概要)
	授業週数	週当授業時間数	
初級1	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N5レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、日常生活のごく限られた場面で必要な最低限の日本語力をつける。
初級2	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N5からN4レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、身の回りのことについて簡単に伝える力を身につける。
初級3	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N4レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、身の回りのことについて少し詳しくコミュニケーションする力を身につける。
初中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙数約2,300語習得 N3レベルの知識を使い、日常的な場面や身近な話題において、自分の意見や情報を、平易な表現である程度まとまってやりとりする力を養う。
中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙約2,100語習得。 日本語能力試験N2、EJU日本語250点取得を目指す。 身近なことで起きる、たいていの事態や、より幅広い話題への対処の仕方を身につける。経験、出来事、夢、希望、計画などのわかりやすい述べ方、表現方法について習得する。
中上級	10週	20時間 (5日)	漢字約150字、語彙約2,100語 中級の学習内容の定着を図り、身近なことで起きる事態への対処を確実のものとする。また進路先で起こりうる具体的な事態へ対処するための日本語能力を養い、日本社会への適応準備を行う。

2) 進学1年9カ月コース

レベル	時間数		授業内容(概要)
	授業週数	週当授業時間数	
初級2	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N5からN4レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、身の回りのことについて簡単に伝える力を身につける。
初級3	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N4レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、身の回りのことについて少し詳しくコミュニケーションする力を身につける。

初中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙数約2,300語習得 N3レベルの知識を使い、日常的な場面や身近な話題において、自分の意見や情報を、平易な表現である程度まとまってやりとりする力を養う。
中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙約2,100語習得。 日本語能力試験N2、EJU日本語250点取得を目指す。 身近なことで起きる、たいていの事態や、より幅広い話題への対処の仕方を身につける。経験、出来事、夢、希望、計画などのわかりやすい述べ方、表現方法について習得する。
中上級	10週	20時間 (5日)	漢字約150字、語彙約2,100語 中級の学習内容の定着を図り、身近なことで起きる事態への対処を確実のものとする。また進路先で起こりうる具体的な事態へ対処するための日本語能力を養い、日本社会への適応準備を行う。

3) 進学1年6カ月コース

レベル	時間数		授業内容(概要)
	授業週数	週当授業時間数	
初級3	10週	20時間 (5日)	漢字82字、語彙660語程度習得 N4レベルの基本的な知識を積み上げながら、4技能を伸ばし、身の回りのことについて少し詳しくコミュニケーションする力を身につける。
初中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙数約2,300語習得 N3レベルの知識を使い、日常的な場面や身近な話題において、自分の意見や情報を、平易な表現である程度まとまってやりとりする力を養う。
中級	20週	20時間 (5日)	漢字約330字、語彙約2,100語習得。 日本語能力試験N2、EJU日本語250点取得を目指す。 身近なことで起きる、たいていの事態や、より幅広い話題への対処の仕方を身につける。経験、出来事、夢、希望、計画などのわかりやすい述べ方、表現方法について習得する。
中上級	10週	20時間 (5日)	漢字約150字、語彙約2,100語 中級の学習内容の定着を図り、身近なことで起きる事態への対処を確実のものとする。また進路先で起こりうる具体的な事態へ対処するための日本語能力を養い、日本社会への適応準備を行う。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績をもって決定し、5段階評価とする

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 6名以上(うち専任3名以上、主任教員を含む)
- (4) 生活指導担当者 2名以上(うち専任2名以上)
- (5) 事務職員 1名以上(うち専任1名以上)

- 2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者
- (4) 本校において、その定めた期間、修学する意思がある者
- (5) それぞれの入学時期に応じた日本語能力を有する者
 - ・2年コース: 日本語学習150時間以上の履修歴または日本語能力試験N5相当以上
 - ・1年9カ月コース: 日本語能力試験N5相当以上
 - ・1年6カ月コース: 日本語能力試験N4相当以上
- (6) 本校の諸規定に従う事を誓約する者

(入学時期)

第12条 本校への入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月、10月とする。

(入学手続)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(転校・退学)

第15条 転校・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

3 第3項については、証明書発行規程に定められた内容に準ずるものとする。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 日本国の法律に違反した者
- (2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (5) 正当な理由がなく、出席が常ではない者
- (6) 本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (7) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者

第19条 賞罰は、賞罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

初年度(各コース共通)

(1) 入学検定料	20,000円	初年度のみ
(2) 入学金	50,000円	初年度のみ
(3) 授業料	600,000円	
(4) 教材費	36,000円	
(5) 設備費	9,000円	
(6) 課外活動費	5,000円	
計	720,000円	

上記(1)～(6)の費用それぞれに消費税が加算される。

次年度(進学2年コース)

(1) 授業料	600,000円
(2) 教材費	36,000円
(3) 設備費	9,000円
(4) 課外活動費	5,000円
計	650,000円

上記(1)～(4)の費用それぞれに消費税が加算される。

次年度(進学1年9カ月月コース)

(1)授業料	450,000円
(2)教材費	36,000円
(3)設備費	6,750円
(4)課外活動費	3,750円
計	496,500円

上記(1)～(4)の費用それぞれに消費税が加算される。

次年度(進学1年6カ月月コース)

(1)授業料	300,000円
(2)教材費	18,000円
(3)設備費	4,500円
(4)課外活動費	2,500円
計	325,000円

上記(1)～(4)の費用それぞれに消費税が加算される。

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することができる。

3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を3ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して除籍を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、返金規程に基づくものとする。

第6章 雑則

(寄宿舍)

第24条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和4年11月14日から施行する。

ただし、第2条の規定については設置者変更の手続き終了後に適用する。

改正

1989年10月1日 制定

1999年10月1日 改正

2001年10月1日 改正

2006年 7月1日 改正

2006年12月1日 改正(収容定員数変更)

2015年11月2日 改正(校舎移転・収容定員数変更)

2022年 4月1日 改正(設置者変更・校舎移転)

2022年11月14日 改正(設置者変更)